

社会福祉法人しのぶ福祉会

理事長 渡辺律雄 様 および理事各位

パワハラなどの人権侵害をなくし、各種法令の順守と 社会福祉事業を行う健全な管理体制の確立を求めます

福島地方裁判所は本年1月26日、貴法人の職員2人に対する管理者3名のパワーハラスメント（不法行為）を認定し、法人に対しては使用者としての「安全配慮義務違反」があるとの判決が出されました。また原告2人の退職取り扱いや給与規定の不利益変更についても法令に違反するとの判断が示されています。

原告2人が加盟する労働組合（福島県医労連）は、2019年6月から団体交渉でパワハラの是正や防止対策・規程の整備等を求めてきました。しかし、法人側は高いお金をかけて東京の弁護士2名をわざわざ団交に同席させてはいても、組合が求める理事長および被告以外の理事の出席がないなど、誠実な対応は行われませんでした。

裁判は法人側の控訴により、解決まで多くの時間を費やしています。

職場でのハラスメントは、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、結果的に障がい者支援における質の低下をもたらします。

私たちは、しのぶ福祉会の理事会が今回のパワハラ裁判に当事者として真摯に向き合い、被害を受けた職員の権利回復・復職をはかるとともに、職場におけるハラスメント対策を強化することを要請します。

そして、社会福祉事業に携わる法人として、いかなる人権侵害も許さない経営理念と、各種法令の遵守及び健全な事業運営を行う管理体制を構築されるよう、強く要請いたします。

2023年 月 日

<要請団体>

<代表者名>

又は

<個人氏名>

<住所>

【取扱い団体】しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会（福島県医労連内）

〒960-8061 福島県福島市五月町 2-5 TEL 024-524-3677

FAX 024-524-3676 Eメール firoren@beige.plala.or.jp